## 新型コロナウイルス感染症により 宿泊施設で療養中等の方も投票ができます

## 特例郵便等投票

・保健所から外出自粛要請を受け、 宿泊施設で療養中等の方



請求時において、外出自粛要請等の期間が投票しようとする選挙の公示または告示の日の翌日から選挙当日までの期間にかかると見込まれる方

## 投票用紙等の請求手続き

宿泊施設担当者に内線電話で「郵便等により投票したい」旨を連絡し、部屋番号、 氏名、生年月日、住所地等をお答えください。

その後指定された場所、日時に従い請求書、宿泊療養中であることの書面(事務連絡)、封筒(料金受取人払の宛名表示が貼られているもの)を受け取ってください。



請求書に記入し、封筒に「宿泊療養中であることの書面(※事務連絡)」と併せて入れてください。

※書面がない場合は請求書の申出欄に理由をチェックしてください。



担当者から、請求書の提出場所・日時を指定されたら、それに従い担当者に封筒をご提出ください。

担当者が、請求書等をお住まいの区市町村選挙管理委員会宛てに郵送します。 (選挙期日の4日前まで必着。日曜日が選挙の場合、その前の水曜日17時までに必着)

## 投票の手続き



請求書と同様に、担当者から指定された場所、日時に従い投票用紙一式を受け取ってください。

※一式:投票用紙、不在者投票用内封筒、外封筒、立候補者等一覧、 ファスナー付き透明ケース等、返信用封筒



投票用紙一式に必要事項を記入し、指定された日時までに担当者へご提出ください。 担当者が、投票用紙等をお住まいの区市町村選挙管理員会宛てに郵送します。 選挙期日の20時までに区市町村選挙管理委員会に必着となります。

- ※これは概略です。詳しい作業内容は内側をご参照ください。
- ※一連の作業に当たっては、手指を消毒し、できる限りマスクとビニール手袋を着用してください。
- ※検疫所から隔離又は停留の措置を受け宿泊施設内に収容されている方及び検疫所から外出自粛要請を受けて宿泊施設にいらっしゃる方については、当該宿泊施設にお問い合わせください。